

保護者各位

社会福祉法人真正福祉会
ドリーム保育園園長 仲地 賢
美ら咲保育園園長 當銘 巧
風のわ保育園園長 宮里 健子
(公印省略)

より良い保育環境を整え安心して土曜日保育を利用いただくために

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当法人各保育施設の保育事業・活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、今年度より土曜日保育の利用条件の在り方について、町内の他の法人保育園と歩調を合わせ、勤務証明書(年1回)及び土曜保育申込書(毎月)の提出を義務付けて、就労及びそれに類する要件に該当しない場合は、家庭保育をお願いするよう取り組んでまいります。

ここで、改めて土曜保育を利用できる条件等について、根拠となる法令を示してご説明したいと思います。

「子ども・子育て支援法施行規則 第1章の3 子どものための教育・保育給付 第1節 教育・保育給付認定等

(法第19条第2号の内閣府令で定める事由)

第1条の5 法第19条第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が認める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 六 求職活動(企業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校などに在学していること。
 - ロ 職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待のおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力があると認められること。(イに該当する場合を除く。)
- 九 育児休業中であって上の子どもは預ける必要があると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に当該すること。」

以上が、法令で示す保育園に預けられる要件になります。明確に、一の仕事をしていること、から十の前各号に類する状態にあることまでを保育所に預ける要件と謳っています。ですから、冒頭で述べた就労及びそれに類する要件に該当しない場合は、なるべく家庭保育に協力していただくようお願いしています。一から九でもない場合、例えば、急な法事、急な心身の不調等々、様々なケースがあるかと思うので、そこは、十前各号に類することとして、今回は園が認めることになりますので、遠慮なく園に相談してください。

今回の「土曜日保育の利用」で、毎月の利用申込書の提出を義務付け、保護者の皆さんにはお手数をおかけすることになりますが、保育園は、日中勤務していて、若しくは疾病や同居家族の介護その他、上記の理由で児童を家庭で見ることが出来ない場合に利用するところであり、保護者の皆さんの就労を支援するところです。土曜日に限らず、平日でも家庭で児童を見ることが出来るのであれば、家庭保育にご協力していただくようお願いします。

結びに、本部町内の認可保育園では、今年度からの取り組みになります。まだ始めたばかりですので、保護者と保育園とで、お互いに連携し合って、保護者の皆さんにはなるべく気持ちよく利用してほしいと思っていますので、子どもの最善の利益のため、お気づきのところがあれば申し出ていただいて、より良い保育となるよう共に取り組んでいきましょう。